

告 示

埼玉県告示第八百三十九号

測量計画機関である埼玉県春日部農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年八月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県春日部農林振興センター

二 作業種類

公共測量（ほ場整備事業〔埼玉型〕に伴う基準点測量）

三 作業地域

春日部市小平地内

四 作業期間

令和四年六月十五日から令和四年十二月二十六日まで